

県下統一の産婦健康診査事業について

1 事業目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)を県下統一の制度で公費負担により実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。(本事業を、「産婦健康診査事業」という。)

2 実施主体

- (1) 産婦健康診査の実施：市町村
- (2) 産婦健康診査の導入及び産婦健康診査実施後の支援体制に係る関係機関との連絡調整：県

3 産婦健康診査の対象者

産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦

4 対象となる産婦健康診査

- (1) 内容
 - ① 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)
 - ② 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)
 - ③ 体重・血圧測定
 - ④ 尿検査(蛋白・糖)
 - ⑤ エジンバラ産後うつ病質問票(E P D S)
- (2) 回数
対象者1人につき2回以内とする。
- (3) 受診できる期間
平成30年10月に開始する市町村は、産後8週間までとする。

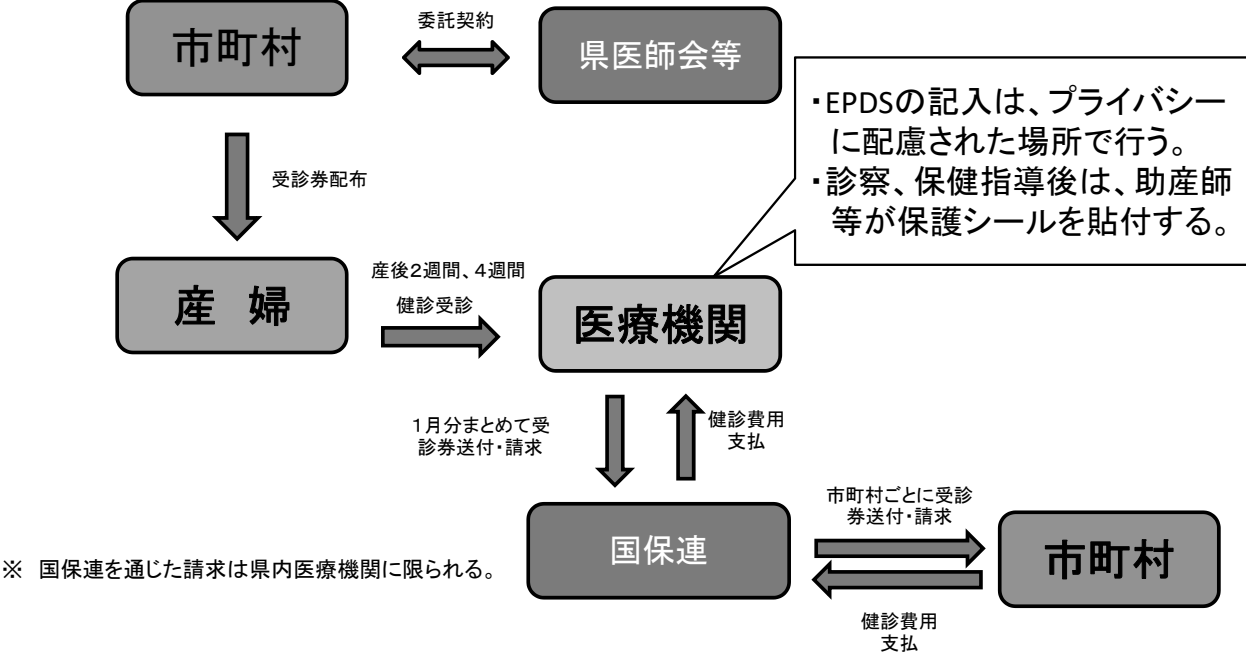
5 産婦健康診査事業の実施

- (1) 市町村
 - ア 本事業の実施に当たっては、妊婦健康診査と同様の仕組みを用いて、市町村は県医師会等と委託契約を結び、健診費用は国保連を通じて各医療機関に支払う。
 - イ 市町村は、産婦健康診査の結果を踏まえ、必要と認められる場合は、訪問指導等により産婦への支援を行う。
- (2) 県
 - ア 県医師会、岡山県国民健康保険団体連合会等の関係機関との連絡調整を行い、市町村が円滑に事業を実施できるよう、仕組み作りを行う。
 - イ 支援の必要な産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、実施機関との連携体制の整備を図る。(妊娠中からの気になる母子支援連絡票の活用等)

6 健診単価

1回につき5,000円

県下統一の産婦健康診査の仕組み



平成30年10月から産婦健康診査を導入している市町村（17市町村）
 総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、
 里庄町、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町
 ※その他の10市町村は、平成31年4月以降順次導入予定

受診券 (表)

医療機関
コード

産後2週間ごろ、産後1か月ごろを目安に使用してください。

産婦 第1回

⑨赤い太線内は本人が記入してください。裏面にも記入欄があります。

保険者コード 33

※この受診券は、平成30年10月1日以降に産出した産婦のみ使用できます。

フリガナ	_____		
産婦氏名	_____		
生年月日	昭和・平成	年	月 日
住所	_____		
電話番号	()	-	
受診年月日		年	月 日
出産年月日		年	月 日 (第 子)

産婦健康診査依頼票

今回の健診(依頼)内容

問診及び診察/体重・血圧測定/尿検査(蛋白・糖)

エジンバラ産後うつ病質問票

上記産婦の健康診査(第1回目)を依頼します。

委託医療機関の長様

医療機関の方へ

- (ア) 健診費用は、県が定める単価5,000円(公費負担5,000円)で実施してください。
- (イ) 費用の請求については、本票の表面の所定事項をすべて記入の上、1か月分をとりまとめ、それに産婦健康診査費請求書を添付して翌月10日までに岡山県国民健康保険団体連合会へ送付してください。
- (ウ) この依頼票による産婦健康診査は、本市町村内に住所を有する産婦に限りますので、住所を移された方には、移転先の市町村役場において産婦健康診査の実施の有無について確認するようお伝えください。
- (エ) 総合判定については、エジンバラ産後うつ病質問票合計点数のみではなく、診察結果及び産婦の様子を含めて、総合的に判断をしてください。
- (オ) 本票上に医療機関コードを記入してください。

産婦健康診査受診結果票

健診年月日	_____年 月 日
健康診査の所見又は今後必要な処置	
総合判定	1.異常なし 2.経過観察() 3.要精密検査() 4.要治療()
産婦への指導事項	1.栄養と体重管理 2.母乳指導 3.育児指導 4.その他()
市町村への連絡事項	市町村からの支援の必要性 無・有 →有の場合、市町村への連絡 未・済(連絡月日: 月 日) <連絡方法> 1. 妊娠中からの気になる母子支援連絡票 2. ハイリスク妊産婦連絡票(診療情報提供書) 3. その他()

依頼のあった左記産婦の健康診査の結果は上記のとおりでした。

委託医療機関の

所在地

名称

担当医師名

⑨

産婦さんへ

- (ア) 本票は、健診を受ける際、本人記入欄に記入して、母子健康手帳とともに医療機関窓口へ提出してください。産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期に、最大で2回まで使用することができます。
- (イ) 本票による健診の費用は、公費で負担します(公費負担上限5,000円、最大2回まで)。なお、公費負担額を超えた残額については、自己負担となります。健診結果については、市町村等に報告され、産婦さんへの保健指導や支援に活用してまいります。
- (ウ) 本票は、本人以外には使用できません。また、委託医療機関でのみ使用できます。
- (エ) 他の市町村へ転出された方は、転出先の市町村へ産婦健康診査の実施の有無についてご確認ください。

この券の使用期限は産後8週間までです。

⑨医療機関へのお願い……

左上に医療機関コードを記入してください。

受診券 (裏)

産婦 第1回

③本人が、赤い太線内を医療機関内のプライバシーに配慮された場所で記入してください。
プライバシーを守るため、健診後には医療機関が個人情報保護シールを貼付します。

点

※ EPDS 合計点数 (医療機関で記入します。)

エンジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)

記入日

年 月 日

産後の気分についてお尋ねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。
今日だけではなく、過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。

- 1) 笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった
() いつもと同様にできた
() あまりできなかった
() 明らかにできなかった
() 全くできなかった
- 2) 物事を楽しみにして待った
() いつもと同様にできた
() あまりできなかった
() 明らかにできなかった
() 全くできなかった
- 3) 物事がうまくいかない時、自分を不必要に責めた
() はい、たいていそうだった
() はい、時々そうだった
() いいえ、あまり度々ではなかった
() いいえ、全くなかった
- 4) はっきりした理由もないのに不安になったり、心配になったりした
() いいえ、そうではなかった
() ほとんどそうではなかった
() はい、時々あった
() はい、しょっちゅうあった
- 5) はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた
() はい、しょっちゅうあった
() はい、時々あった
() いいえ、めったになかった
() いいえ、全くなかった
- 6) することがたくさんあって大変だった
() はい、たいてい対処できなかった
() はい、いつものようにはうまく対処できなかった
() いいえ、たいていうまく対処した
() いいえ、普段通りに対処した
- 7) 不幸せな気分なので、眠りにくかった
() はい、いつもそうだった
() はい、時々そうだった
() いいえ、あまり度々ではなかった
() いいえ、全くなかった
- 8) 悲しくなったり、惨めになったりした
() はい、たいていそうだった
() はい、かなりしばしばそうだった
() いいえ、あまり度々ではなかった
() いいえ、全くそうではなかった
- 9) 不幸せな気分だったので、泣いていた
() はい、たいていそうだった
() はい、かなりしばしばそうだった
() ほんの時々あった
() いいえ、全くそうではなかった
- 10) 自分の体を傷つけるという考えが浮かんできた
() はい、かなりしばしばそうだった
() 時々そうだった
() めったになかった
() 全くなかった

(出典) Cox JL, et al: Perinatal Mental Health: Edinburgh Postnatal Depression Scale (EPDS) Manual. 2 ed, RC Psych Publications, 2014.
(日本語版) 岡野 禎治, 他: 日本版エンジンバラ産後うつ病調査票 (EPDS) の信頼性と妥当性. 精神科診断学, 7 (4): 523-33, 1996.

困っていること、気になっていることがあれば記入してください。

産婦健診第1回

このシールは健診を受ける医療機関が使用しますので、産婦さんは、はがさないでください。

産婦健診第1回

このシールは健診を受ける医療機関が使用しますので、産婦さんは、はがさないでください。

産婦健診第2回

このシールは健診を受ける医療機関が使用しますので、産婦さんは、はがさないでください。

産婦健診第2回

このシールは健診を受ける医療機関が使用しますので、産婦さんは、はがさないでください。

※このシールは、産婦健診を受診する医療機関へ持参してください。

- ◆産婦健診後に、医療機関においてEPDS合計点数欄に記入の上、個人情報保護シールを貼付して岡山県国民健康保険団体連合会へ送付。
- ◆産婦がEPDSに回答する際には、プライバシーに配慮された場所で記入できるよう、医療機関へ協力をお願いする。

産婦 第1回

本人が、赤い太線内を医療機関内のプライバシーに配慮された場所で記入してください。プライバシーを守るため、健診後は医療機関が個人情報保護シールを貼付します。

エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)

産後の気分についてお尋ねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。最近のあなたの気分を、今日だけではなく、過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。

1) 笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった

() はい、同様にできた

() あまりできなかった

() 明らかにできなかった

() 全くできなかった

2) 物事を楽しみにして待った

() はい、同様にできた

() あまりできなかった

() 明らかにできなかった

() 全くできなかった

3) 物事がうまくいかない時、自分を不必要に責めた

() はい、たいていそうだった

() はい、時々そうだった

() いいえ、あまり度々ではなかった

() いいえ、全くなかった

4) はっきりした理由もないのに不安になったり、心配になったりした

() はい、そうではなかった

() ほとんどそうではなかった

() はい、時々あった

() はい、しょっちゅうあった

5) はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた

() はい、しょっちゅうあった

() はい、時々あった

() いいえ、めったになかった

() はい、全くなかった

3 点

記入日

合計点数は、医療機関で記入します。

6) することが増えて、たいへんだった

() はい、たいへんだった

() はい、いつものようにはうまく対処できなかった

() はい、たいていうまく対処した

() はい、普段通りに対処した

7) 不幸せな気分なので、眠りにくかった

() はい、いつもそうだった

() はい、時々そうだった

() はい、あまり度々ではなかった

() いいえ、全くなかった

8) 悲しくなったり、惨めになったりした

() はい、たいていそうだった

() はい、かなりしばしばそうだった

() はい、あまり度々ではなかった

() いいえ、全くそうではなかった

9) 不幸せな気分だったので、泣いていた

() はい、たいていそうだった

() はい、かなりしばしばそうだった

() ほんの時々あった

() はい、全くそうではなかった

10) 自分の体を傷つけるという考えが浮かんで来た

() はい、かなりしばしばそうだった

() 時々そうだった

() めったになかった

() はい、全くなかった

困っていること、気になっていることがあれば記入してください。

「産婦健康診査導入についての調査(第3回)」結果報告

岡山県健康推進課

1. 調査期間

2018年12月26日～2019年1月17日

2. 調査対象

- ・前回調査(産婦健康診査導入についての調査(第2回))に御回答いただいていない施設
- ・前回調査で「平成30年10月から産婦健康診査が実施できない」と御回答いただいた施設(分娩取り扱いなしの施設を除く。)

3. 回答率等

区 分	依頼箇所数	回答箇所数	回答率(%)
産科医療機関	21	13	61.9
助産所	11	10	90.9
合 計	32	23	71.9

4. 公費負担による産婦健康診査の導入時期について

単位:箇所

区 分	平成31年 4月から	その他	導入は難しい	合 計
産科医療機関	6	0	7	13
助産所	2	2	6	10
合 計	8	2	13	23

※「その他」の内訳

- ・H31.10月から
- ・H32.4月から

※「導入は難しい」主な理由

- ・分娩を取り扱っていないため。
- ・超音波などの設備不足のため。
- ・産後1か月以内の受診がないため。
- ・産科の閉科のため。

施設名		電話番号	
記入者氏名		記入者職種	

平成30年12月岡山県健康推進課調査

産婦健康診査導入についての調査（第3回）

回答は、この用紙に御記入ください。

本調査の結果（回答内容によっては施設名も含む。）につきましては、各市町村母子保健担当課及び県保健所へ情報提供等するとともに、県が県医師会等関係機関の協力を得て開催する「岡山県産後母子への支援のあり方検討会議」で活用する予定です。

Q1 公費負担による産婦健康診査の実施について

県下統一で公費負担による産婦健康診査の仕組み（別紙参照）について、平成31年4月から貴院で導入は可能ですか。該当の番号に○をつけてください。

- 1 はい → Q3へお進みください。
- 2 いいえ → Q2へお進みください。

※ 回答が「1 はい」の場合には、施設名を関係機関（県内市町村、県保健所）及び産婦健康診査事業に係る広報において一般県民へ公表させていただきます。

※ 平成30年10月から産婦健康診査を導入している市町村

総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、里庄町、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町（17市町村）

これ以外は、平成31年4月以降順次導入予定

Q2 今後の実施時期について

Q1で「2 いいえ」と回答された場合にお尋ねします。
県下統一で公費負担による産婦健康診査の仕組み（別紙参照）について、貴院での今後の導入はいかがですか。該当の番号に○をつけてください。

- 1 年 月 からであれば、導入できる。
- 2 導入は困難である。
→（理由： ）

Q3 その他、御意見があれば自由に御記入ください。

☆質問は以上です。御協力ありがとうございました。
☆お手数ですが、この用紙を同封の返信用封筒にて送付してください。

【問い合わせ先】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健福祉部健康推進課
母子・歯科保健班
（担当：國富、黒住）
TEL 086-226-7329（直通）
FAX 086-225-7283

→ [裏面へつづく](#)

精神科・心療内科を標榜する医療機関への
「妊産婦の受診受け入れに関するアンケート」結果報告

岡山県健康推進課

1. アンケート実施期間

2018年11月5日～2018年11月30日

2. 回収率 79.6%(回答数109、送付数137)

3. 受け入れについて

1)協力可能 51施設 → リスト掲載への同意
同意あり 46施設
同意なし 5施設

2)受け入れまでの期間
紹介後、1週間以内に受け入れ可能 → 28施設
1週間以上かかる → 21施設
そのうち、2週間以内に受け入れ可能は約半数
ケースバイケース → 2施設
・早ければ当日、長ければ2週間
・明示できない。ケースバイケース、タイミングによる。

4. 今後の予定について

- 1)「同意あり」の46施設については、産科医療機関及び市町村・保健所が把握した支援の必要な妊産婦を精神科へ紹介させていただく際の紹介先として県がリストを作成し、産科医療機関及び市町村・保健所に配布し、確実に早期の受診につながるような支援体制を構築する。
- 2)リストの掲載内容(担当者名等)については、年1回県から各施設に確認を依頼し、時点修正したリストを県から関係機関へ配布する。
- 3)今回のアンケートに未回答だった施設に対しては、平成31(2019)年度末を目途に再度アンケートを実施する。

5. リストの使用上の注意点について

妊産婦や家族へは配布せず、産科・精神科医療機関、市町村、保健所内での使用に限る。

妊産婦の受診受け入れに関するアンケート調査票

医療機関名	
電話番号	
回答者名	

1. 産科医療機関からの紹介に協力できる（どちらかに○）

はい ・ いいえ → 調査は終了です



(どちらかにチェック)

紹介後、概ね1週間以内の診察に協力できる

受け入れには1週間以上かかる

↳ () 週間以内なら可能

2. 県が作成する「産科医療機関からの紹介に協力できる（妊産婦の受診受け入れ可能な）医療機関」として貴院の情報を掲載したリスト（一覧）の産科医療機関・市町村・保健所への配布に同意します

はい ・ いいえ

3. 医療機関情報（御記入をお願いします）

連絡先窓口	診療科名：
	電話番号：
	担当者名：
診療時間	
休診日	
特記事項	

アンケートは以上です。
御協力ありがとうございました。

11/30（金）までに同封の返信用封筒にてご返送ください

◎ 市町村窓口

平成30(2018)年4月現在

所管保健所・支所名	市町村名	郵便番号	所在地	担当部課名	電話番号	
岡山市	岡山市	700-8546	岡山市北区鹿田町1丁目1-1	保健所健康づくり課	086-803-1264	
倉敷市	倉敷市	710-0834	倉敷市笹沖170	保健所健康づくり課	086-434-9820	
備前保健所	玉野市	706-0013	玉野市奥玉1-18-5 すこやかセンター	健康増進課	0863-31-3310	
	瀬戸内市	701-4264	瀬戸内市長船町土師277-4 瀬戸内市保健福祉センター	健康づくり推進課	0869-26-5962	
	吉備中央町	716-1192	加賀郡吉備中央町豊野1-2	保健課	0866-54-1326	
		703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	保健課	086-272-3950	
	東備支所	備前市	705-8602	備前市東片上126	保健課	0869-64-1820
		赤磐市	709-0898	赤磐市下市344	健康増進課	086-955-1117
		和気町	709-0495	和気郡和気町尺所555	健康福祉課	0869-93-0531
	709-0492	和気郡和気町和気487-2	地域保健課	0869-92-5179		
備中保健所	総社市	719-1192	総社市中央1丁目1-1(西庁舎内「子育て王国」)	こども課	0866-92-8261	
	早島町	701-0303	都窪郡早島町前潟360-1	健康福祉課	086-482-2483	
		710-8530	倉敷市羽島1083	保健課	086-434-7025	
	井笠支所	笠岡市	714-8601	笠岡市中央町1-1	子育て支援課	0865-69-2132
		井原市	715-0021	井原市上出部町658-2 井原保健センター	健康医療課	0866-62-8224
		浅口市	719-0243	浅口市鴨方町鴨方2244-26	健康推進課	0865-44-7114
		里庄町	719-0398	浅口郡里庄町里見1107-2	健康福祉課	0865-64-7211
矢掛町	714-1297	小田郡矢掛町矢掛3018	保健福祉課	0866-82-1013		
	714-8502	笠岡市六番町2-5	地域保健課	0865-69-1673		
備北保健所	高梁市	716-8501	高梁市松原通2043	健康づくり課	0866-21-0228	
		716-8585	高梁市落合町近似286-1	保健課	0866-21-2835	
	新見支所	新見市	718-8501	新見市新見310-3	健康づくり課	0867-72-6129
		718-8550	新見市高尾2400	地域保健課	0867-72-5691	
真庭保健所	真庭市	719-3292	真庭市久世2927-2	健康推進課	0867-42-1050	
	新庄村	717-0201	真庭郡新庄村2008-1	住民福祉課	0867-56-2646	
		717-8501	真庭市勝山591	保健課	0867-44-2991	
美作保健所	津山市	708-8501	津山市山北520 津山すこやか・こどもセンター	健康増進課	0868-32-2069	
	鏡野町	708-0392	苫田郡鏡野町竹田660	保健福祉課 (保健指導推進センター)	0868-54-2025	
	久米南町	709-3614	久米郡久米南町下弓削502-1	保健福祉課	086-728-2047	
	美咲町	709-3717	久米郡美咲町原田1735	健康福祉課	0868-66-1195	
		708-0051	津山市椿高下114	保健課	0868-23-0148	
	勝英支所	美作市	707-0014	美作市北山390-2 美作保健センター	健康づくり推進課	0868-75-3911
		勝央町	709-4334	勝田郡勝央町平242-1 勝央町総合保健福祉センター	健康福祉部	0868-38-7102
奈義町		708-1323	勝田郡奈義町豊沢327-1 奈義町保健相談センター	こども・長寿課	0868-36-6700	
西栗倉村		707-0503	英田郡西栗倉村影石95-3 いきいきふれあいセンター	保健福祉課	0868-79-7100	
	707-8585	美作市入田291-2	地域保健課	0868-73-4055		